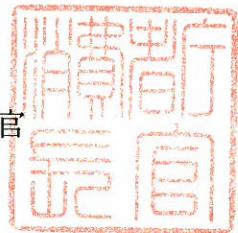




消教地第 224 号  
平成 28 年 5 月 25 日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官



一般会計に係る「地方消費者行政推進事業実施要領」等の取扱いについて（通知）

「地方消費者行政推進事業実施要領」（平成 28 年 5 月 25 日付け消教地第 223 号。以下「実施要領」という。）及び平成 21 年 2 月 3 日付け府国生第 54 号内閣府国民生活局長通知の別紙「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」（平成 28 年 5 月 25 日最終改正。以下「運営要領」という。）について、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

なお、本通知につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から適用することといたします。

また、「一般会計に係る「地方消費者行政推進事業実施要領」等の取扱いについて（通知）」（平成 27 年 4 月 9 日付け消教地第 140 号）については、本通知をもって廃止することといたします。

各都道府県におかれましては、この通知の内容を貴管内市町村に周知していただくとともに、必要に応じて貴県の関係規定を整備していただきますようお願いいたします。

なお、本通知に関する問合せは、消費者庁消費者教育・地方協力課までお願いいたします。

## 一般会計に係る「地方消費者行政推進事業実施要領」等の取扱いについて

一般会計に係る、地方消費者行政推進交付金及び地方消費者行政活性化交付金により造成した部分を活用して行われる事業の実施については、実施要領及び運営要領を、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1. 震災前の機能を回復するために実施する事業への活用（実施要領別添1関連、運営要領別添1関連）

実施要領別添1において、「推進事業については、消費者行政の強化のために必要な事業であって、既に実施している事業に係る予算を肩代わりするものではない。なお、「消費者行政の強化」については、特段の定めがない限り、消費者行政推進のための地方消費者行政活性化基金条例制定時における機能を基点として、そこから強化を図る部分を指すものとする。」と規定し、また、運営要領別添1において、「活性化事業については、消費者行政の強化のために必要な事業であって、既に実施している事業に係る予算を肩代わりするものではない。なお、「消費者行政の強化」については、特段の定めがない限り消費者行政活性化のための基金条例制定時における機能を基点として、そこから強化を図る部分を指すものとする。」と規定しているところであるが、平成23年東日本大震災（以下「震災」という。）により消費者行政に係る機能に支障があった場合においては、震災前の当該機能を回復するために実施する新規の事業についても活用できるものとする。

### 2. 活性化事業の実施期限について（運営要領第2（8）①関連）

運営要領第2（8）①中、「社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要があると認められる場合」とは、社会経済情勢等の変化から、基金による財政措置から他の財政措置に移行する場合等をいう。

### 3. 平成25年度一般会計予算により国から交付された地方消費者行政活性化交付金により造成した部分（以下「基金25年度交付相当分」という。）を活用して行う事業について（運営要領第4（1）①及び（2）①関連）

基金25年度交付相当分は、平成25年5月15日付け消地協70号通知の別紙「平成25年度地方消費者行政活性化交付金（一般会計）交付要綱」（平成26年2月6日最終改正。以下「交付要綱」という。）第2の目的に沿った事業

に使用しなければならない。

また、交付要綱改正前に交付要綱附属編の基準に合致した事業（以下「先駆的事業」という。）に交付決定された基金 25 年度交付相当分については、交付決定された事業について活用することができるものとする。